

紙による入札（見積合せ）参加手順

（競争入札案件参加の場合）

- ① 事前に「入札に関する事務を担当する課・班」に紙入札書で参加する旨の連絡をしてください。
- ② 案件に対して、質疑、同等品申請がある場合は、調達説明書（仕様書）で指定する提出日時までに書面で発注機関に提出します。
質疑、同等品申請回答については、「入札情報サービスシステム」で確認を行なってください。
※質疑、同等品申請の様式については、入札情報サービスシステムで掲載の各案件の入札予定（公告）詳細情報又は三重県電子調達システム(物件等)ポータルサイトから取得することができます。
- ③ 競争入札参加資格確認申請書提出締切日時までに「入札に関する事務を担当する課・班」に競争入札参加資格確認申請書の提出を行ないます。
- ④ 「入札に関する事務を担当する課・班」から参加資格確認結果通知の送付があります。
- ⑤ 入札書（注：押印必要）を「入札に関する事務を担当する課・班」が指定する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出をしてください。
指定する郵便局は、各案件の調達説明書（仕様書）を確認してください。
また、郵送手続き後、「入札に関する事務を担当する課・班」に郵送した旨の連絡をしてください。

入札書を郵送する封筒の宛名記載項目については、次のとおりとなります。

【封筒宛名記載例】

- ・指定する郵便局の郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇
- ・指定する郵便局の住所：〇〇市〇〇町〇〇-〇
- ・指定する郵便局：△△△郵便局留
- ・受取人：受取人「三重県〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇班」
- ・案件名：□□□業務委託入札書在中

- ⑥ 「入札に関する事務を担当する課・班」が落札候補者を決定し、落札候補者には納税確認等落札資格要件の確認を行ないます。
- ⑦ 落札決定した場合は、「入札に関する事務を担当する課・班」が落札者決定通知を送付します。

—その他条件等—

- ・同一案件での入札方法の変更（紙入札⇔電子）を行なうことはできません。
- ・ICカードの取得後は速やかに電子入札システムで利用者登録（ICカード登録又はICカード更新）を行ってください。

（随意契約方式見積合せ案件参加の場合）

※県外登録事業者が参加可能な案件で、県外登録事業者が参加する場合のみ紙での提出を認めています。（県内登録事業者はID・パスワードで参加します。）

- ① 事前に「見積に関する事務を担当する課・班」に紙見積書で参加する旨の連絡をしてください。そのときに、見積書の送付先である指定する郵便局の住所等の確認を行なってください。
- ② 案件に対して、質疑、同等品申請がある場合は、調達説明書（仕様書）で指定する提出日時までに書面で発注機関に提出します。
質疑、同等品申請回答については、「入札情報サービスシステム」で確認を行なってください。
※質疑、同等品申請の様式については、入札情報サービスシステムで掲載の各案件の入札予定（公告）詳細情報又は三重県電子調達システム（物件等）ポータルサイトから取得することができます。
見積書を「見積に関する事務を担当する課・班」が指定する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出をしてください。
指定する郵便局は、見積に関する事務を担当する課・班に確認してください。
また、郵送手続き後、「見積に関する事務を担当する課・班」に郵送した旨の連絡をしてください。

見積書を郵送する封筒の宛名記載項目については、次のとおりとなります。

【封筒宛名記載例】

- ・指定する郵便局の郵便番号：〇〇〇－〇〇〇〇
- ・指定する郵便局の住所：〇〇市〇〇町〇〇－〇
- ・指定する郵便局：△△△郵便局留
- ・受取人：受取人「三重県〇〇〇部〇〇〇課〇〇〇班」
- ・案件名：□□□業務委託見積書在中

- ③ 「見積に関する事務を担当する課・班」が落札候補者を決定し、落札候補者には納税確認等落札資格要件の確認を行ないます。
- ④ 落札決定した場合は、「見積に関する事務を担当する課・班」が落札者決定通知を送付します。

—その他条件等—

- ・同一案件での見積方法の変更（紙見積⇔電子）を行なうことはできません。
- ・ICカードの取得後は速やかに電子入札システムで利用者登録（ICカード登録又はICカード更新）を行ってください。

※上記は一般的な参加手順を示したものですので、参加手順は必ず参加を行う案件の調達説明書（仕様書）に記載された内容を確認のうえ書類の提出を行ってください。